

○ 国土交通省
 令第三号
 環境省

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣 望月 義夫

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。
 環境省

第二条の表を次のように改める。

| 船舶の用途 | 船舶の大きさに関する指標 | 二酸化炭素放出抑制指標の基準 |
|----------------|--------------|----------------|
| 一 タンカー等（次号に掲げる | Dwが二万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が |

| | | |
|--|--|---|
| <p>るものを除く。)</p> | <p>Dwが四千トン以上二万トン未満</p> <p>Dwが四千トン未満</p> | <p>1096.92Dw^{-0.488}以下であること。</p> <p>二酸化炭素放出抑制指標の値が</p> $1218.8Dw^{-0.488} \left(1 - 0.1 \frac{Dw - 4000}{16000}\right)$ <p>以下であること。</p> <p>二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。</p> |
| <p>二 タンカー等（その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）</p> | <p>Dwが二万トン以上</p> <p>Dwが四千トン以上二万トン未満</p> <p>Dwが四千トン未満</p> | <p>1097.1Dw^{-0.488}以下であること。</p> <p>二酸化炭素放出抑制指標の値が</p> $1219Dw^{-0.488} \left(1 - 0.1 \frac{Dw - 4000}{16000}\right)$ <p>以下であること。</p> <p>二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。</p> |
| <p>三 液化ガスばら積船</p> | <p>Dwが一万トン以上</p> <p>Dwが二千トン以上一万トン</p> | <p>二酸化炭素放出抑制指標の値が</p> $1008Dw^{-0.456}$ <p>以下であること。</p> <p>二酸化炭素放出抑制指標の値が</p> |

| | | |
|-------------|-------------------|---|
| 四 ばら積貨物船 | 未満 | $1120D_w^{-0.456} \left(1 - 0.1 \frac{D_w - 2000}{8000}\right)$ 以下であること。 |
| | Dwが二千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。 |
| 五 コンテナ船 | Dwが二万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が865.611 $D_w^{-0.477}$ 以下であること。 |
| | Dwが一万トン以上二万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が961.79 $D_w^{-0.477} \left(1 - 0.1 \frac{D_w - 10000}{10000}\right)$ 以下であること。 |
| | Dwが一万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。 |
| | Dwが一万五千トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が156.798 $D_w^{-0.201}$ 以下であること。 |
| | Dwが一万トン以上一万五千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が174.22 $D_w^{-0.201} \left(1 - 0.1 \frac{D_w - 10000}{5000}\right)$ 以下であること。 |

| | | |
|------------|-------------------|---|
| 六 冷凍運搬船 | Dwが一万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。 |
| | Dwが五千トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が $204.309Dw^{-0.244}$ 以下であること。 |
| 七 一般貨物船 | Dwが三千トン以上五千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が $227.01Dw^{-0.244} \left(1 - 0.1 \frac{Dw - 3000}{2000}\right)$ 以下であること。 |
| | Dwが三千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。 |
| | Dwが一万五千トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が $96.732Dw^{-0.216}$ 以下であること。 |
| | Dwが三千トン以上一万五千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が $107.48Dw^{-0.216} \left(1 - 0.1 \frac{Dw - 3000}{12000}\right)$ 以下であること。 |
| | Dwが三千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。 |

| | | |
|----------------------------|--|--------------------------|
| 八 前各号に掲げる船舶以外の 指標確認対象船舶 | | 二酸化炭素放出抑制指標の値は 限定しない。 |
| 備考 Dwは、載貨重量トン数 | | |

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十七年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて、平成三十年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。